

# 福 福祉医療費受給者証 をお持ちのみなさんへ

8月1日から**更新**されます  
忘れず手続きをしてください

現在、受給者証をお持ちの該当者には、  
通知します。

また、未申請の方、今年度新たに該当する  
と思われる方は、8月1日以降に市民課  
へお問い合わせください。

## 更新日程

7月25日(火) 西木庁舎、桧木内出張所  
7月26日(水) 田沢湖庁舎、神代出張所  
7月27日(木)・28日(金) 角館西側庁舎  
時間はいずれも、午前9時～午後5時

## 問い合わせ

市民課国保年金係  
TEL 43-3307

# 平成18年度国民健康保険税について

昨年9月の町村合併後も平成17年度(平成18年3月31日まで)は、旧町村別の税率で課税されていた国保税ですが、4月1日より全市一律の税率とすることが、6月定例市議会で審議され、以下のように決定となりました。

## 医療給付分

所得割額	資産割額	均等割額	平等割額
8.2 / 100	25 / 100	23 500円	29 000円
世帯の国保加入者の所得から基礎控除額を控除し、その額に8.2%を乗じた額	世帯の固定資産税額に25%を乗じた額	世帯の国保加入者1人につき、23 500円を乗じた額	加入世帯1世帯当り 29 000円

所得割額 + 資産割額 + 均等割額 + 平等割額 = 医療給付分税額(A)  
(課税限度額53万円)

## 介護給付金分

所得割額	資産割額	均等割額	平等割額
1.8 / 100	4.5 / 100	6 500円	7 800円
世帯の国保加入者の所得から基礎控除額を控除し、その額に1.8%を乗じた額	世帯の固定資産税額に4.5%を乗じた額	世帯の国保加入者1人につき、6 500円を乗じた額	加入世帯1世帯当り 7 800円

所得割額 + 資産割額 + 均等割額 + 平等割額 = 介護給付分税額(B)  
(課税限度額9万円)

(A)は国民健康保険税額(医療分)

(B)は国民健康保険の該当者で、40歳～64歳までの方が世帯にいる場合(A)に加算されて課税されます(介護分)

○医療費の自己負担を補助します  
問い合わせ 市民課国保年金係  
TEL 43-3307

# 福祉医療制度

乳幼児	生まれた日から満6歳に達する日以後の最初の3月31日まで(例えば、7月15日で満6歳になった人は来年の3月31日まで)
重度心身障害(児)者	老人保健医療適用前の人...身体障害者手帳(1～3級)または療育手帳(A)を持っている人
	老人保健医療対象者...上記に該当する人で65歳から老人保健医療の対象となっている人
高齢身体障害者	老人保健医療適用前の人...65歳以上で身体障害者手帳(4～6級)を持っている人
	老人保健医療対象者...老人保健医療の対象者で身体障害者手帳(4～6級)を持っている人
母子・父子家庭の児童	母子・父子家庭となった日から、満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで(例えば、7月10日で満18歳になった人は来年の3月31日まで)

重度心身障害(児)者以外は所得制限があります。ただし、重度心身障害者であっても社会保険本人の場合には所得制限がありません。

乳幼児の補助内容に自己負担が導入されました。内容は、次のとおりです。

受給者が自己負担分の半額を医療機関で負担。ただし、上限は1 000円(1医療機関、1か月ごと、総合病院は各科ごと) 0歳児は自己負担分の医療機関での負担はなし。

市民税非課税世帯は、自己負担分の医療機関での負担はなし。